

平成26年10月9日

八千代市議会

議長 坂 本 安 様

八千代市長 秋 葉 就 一

再議書

平成26年八千代市議会第3回定例会において、平成26年9月26日に修正議決された「議案第3号 八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付する。

理由

「議案第3号 八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について」は、第11条（開館時間）で「市民ギャラリーの開館時間は、午前10時から午後5時まで」とし、別表で、展示室ごとの日額使用料を各展示室の面積に応じて3,700円（第1展示室及び第4展示室）から7,000円（常設展示室）の範囲で定めている。

ところが、当該修正議決では、同開館時間を「午前9時から午後8時まで」と4時間拡大し、別表の、展示室ごとの日額使用料を5,800円（第1展示室及び第4展示室）から10,900円（常設展示室）の範囲に6割弱引き上げている。

当該修正議決は以下の3つの問題がある。

第一に、当該修正の提案理由に「来館者及び利用者の利便性向上のため」とあるが、議案第3号の原案においても、第11条のただし書で「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる」と規定しており、利用者が議案原案の開館時間の前後の時間帯に係る利用を希望した場合、一定の範囲内での利用は可能なので、時間帯に係る利用者の利便

性は原案でも確保できている。

むしろ、当該修正では、利用者が午前10時から午後5時までの展示しか希望しない場合であっても、午前9時から午前10時までの1時間と、午後5時から午後8時までの3時間の合計4時間分の使用料も支払わねばならなくなるので、そのような利用者にとっては、6割弱高い使用料（日額で2,100円から3,900円の増額となる）になってしまう。

また、議案原案の備考の2(2)で、指定管理者が市長の承認を得て利用時間を延長または前倒しして利用の許可を出した場合の超過分の使用料は1時間単位で計算すると定めているので、1時間の超過なら第1展示室の場合520円の追加で合計4,220円の支払いで済むが、当該修正では、1時間の超過でも4時間の超過と同じく5,800円の支払いとなる。議案原案の日額との差額に着目すれば、520円に対して約4倍の2,100円ということになる。つまり、修正議決では、1日7時間に対する超過利用の有無・長さに関わらず、市民負担が一律で増加してしまう。(ちなみに、勝田台文化センター展示室を利用する5団体への意向調査では、通常の開館時間は午前10時から午後5時まででよいとする旨の回答が4団体からあった。また、同センター展示室の過去3年間の稼働率を見ても、夜間は日中(午前9時から午後5時)の約半分である。)

二番目の問題は、当該修正は市の財政負担増となるので、予算議案で言うところの増額修正に類する修正であるということと、本市は本年7月に行った来年度の財政推計で約35億円の歳出超過の見込みとなっているので、当該修正議決の確定は来年度予算編成をさらに困難に陥れ、財政リスク回避が遠のいてしまうという問題である。

市民ギャラリーは、八千代市立中央図書館との複合施設であり、共用部分もあることから、市民ギャラリーの指定管理料が開館時間の増減で厳密にいくら変わるかの計算は困難であるが、市民ギャラリーに係る維持管理費と共用部分に係る維持管理費のうちの市民ギャラリー分について、開館時間が1日4時間長くなることで増加すると見込まれる額は最低でも年間1,100万円である。

中央図書館の開館時間は現時点では確定していないが、複合施設であるため、市民ギャラリーの開館時間と同一または同一に近い形をとることが、効率的な

施設管理となると想定できる。仮に、中央図書館の開館時間について、「午前10時から午後5時まで」の場合と、「午前9時から午後8時まで」の場合を比較するなら、後者の方が現在計算できる範囲でも年間4千万円程度多いと見込まれている。

議会には、議案の修正権が認められているとは言え、予算議案については地方自治法第97条第2項で、増額修正を認めつつも、「長の予算の提出の権限を侵すことはできない」と明確に規定している。当該議案は予算議案ではないが、当該修正により、中央図書館部分も連動すると想定すれば年間5千万円規模の歳出増となる。これは経常経費であり、毎年5千万円規模の予算措置が必要となるので、明らかに長の予算編成を拘束することになる。毎年必要な予算の多額の増額という形で長の予算編成を拘束するような条例議案の修正は、増額を相殺する別の議決を議会が行わないならば、原則としてなされるべきではない。

従って、長の予算編成を歳出の増額という方向で拘束する当該修正議決は、その増額分を賄うための既存の市民サービスのカットの可能性を高めてしまうので、市民サービスの最大限の維持と持続可能な財政運営に責任を負う長としては容認できるものではない。当該修正議決が現時点で確定することは、市民ニーズへの予算対応を実現可能な範囲で図っていくという健全な財政運営をより困難にしてしまう。

最後に、当該修正議決は本年10月4日から3回行う図書館ワークショップの開催意義を損ないかねないので、問題である。参加される20数名の市民に、中央図書館の開館時間について複数の案を提示した上で議論して頂く予定となっていたが、当該修正議決が確定してしまうと、市民ギャラリーと中央図書館の開館時間は同一または同一に近い形が効率的であるため、中央図書館の開館時間について複数の選択肢を議論の対象としづらくなってしまう。また、結果的に地域図書館に充てる予算の削減幅が大きくなってしまう可能性が出てきて、地域図書館について議論できる幅も狭くなってしまうおそれがある。要は、市民が議論可能な範囲の縮小は、複数の選択肢を前にグループ討議をするという図書館ワークショップの開催意義を損ないかねない。

以上より、基金や市債の残高、向こう3か年の財政収支見通し等で伺える厳しい財政状況、過去2年の人口停滞に伴う市税収入の伸び悩み、既存施設の老

朽化状況等も含めて総合的に考慮するならば、第3回定例会で修正議決された「議案第3号 八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について」は、健全な財政運営と市民福祉の維持との両立をより困難にしまうため、適切でないと判断し、再議に付すものである。